

別記

個人情報及び特定個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、この契約による事務処理に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(定義)

第2 この契約において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。なお、当該個人情報には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を含む。

(秘密の保持)

第3 受託者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を委託者以外の者（以下「第三者」という。）に対し知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(適正管理)

第4 受託者は、この契約による事務処理のために取り扱う個人情報について、漏えい、盗用、盗難、紛失、滅失、き損及び無許可利用の防止その他個人情報の適正な管理のために、必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受託者は、この契約による事務処理のために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により行わなければならない。

(従事者の監督)

第6 受託者は、この契約による事務に従事する者（資料等（個人情報が記録された資料等。以下同じ。）の運搬に従事する者を含む。以下「従事者」という。）の範囲を限定するものとし、当該従事者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による事務に関して知り得た個人情報を第三者に漏らし、又は盗用してはならないことを教育及び訓練により周知徹底し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(資料等の運搬)

第7 受託者は、この契約による事務処理のための個人情報を、事務処理を行う場所から持ち出してはならない。ただし、委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

2 前項のただし書に規定する場合において、受託者は、その従事者に対し、資料等の運搬中に資料等から離れないこと、電磁的記録の資料等は暗号化等個人情報漏えい防止対策を十分に講じた上で運搬すること、その他の安全確保のために必要な指示を行わなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から提供を受けた個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、書面により委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 受託者は、委託者の指示がある場合を除き、この契約による事務処理のために取り扱う個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(実地調査等)

第10 委託者は、この契約による安全確保の実施状況を調査する必要があると認めるときは、受託者に対して報告、資料の提出又は実地調査の受入れを求めることができる。

2 委託者は、前項の規定における報告、資料の提出又は実地調査の結果、要請がある場合は必要な指示をすることができる。

(資料等の返還)

第11 受託者は、この契約による事務処理のために、委託者から提供を受け、又は受託者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約による事務処理の完了後、直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。また、委託者の承諾を得て行った複写又は複製物については、復元できない形で廃棄又は消去を行い、委託者に書面にて報告をしなければならない。ただし、委託者が定める文書保存期間及び再契約がなされた場合はこの限りでない。

(事故発生時における報告)

第12 受託者は、個人情報の漏えい、盗難、紛失、滅失、き損、無許可利用その他の事件若しくは事故の発生を知ったとき、又はこれらの発生があると思料したときは、事件又は事故の発生の原因のいかに関わらず、直ちにその旨を委託者に報告しなければならない。

(存続)

第13 この契約が効力を失った後も、第3 (秘密の保持) 及び第12 (事故発生時における報告) は引き続き効力を有するものとする。